



内部管理基本方針／リスク管理

リスクを的確にコントロールし
経営の健全性・適切性を確保しております。

● 内部管理基本方針について

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号に基づき業務の健全性および適切性を確保する体制を「内部管理基本方針」として定め整備するとともに、その実効性の確保に努めてまいります。

内部管理基本方針には次の事項が定められております。

- | | |
|---|---|
| 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 | 7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 |
| 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 | 8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 |
| 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 | 9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 |
| 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 | 10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
| 5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 | |
| 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 | |

● リスク管理体制について

金融自由化の進展にともない、経営上のリスクは多様化、複雑化しています。金融機関はこれらのリスクを的確にコントロールし、業務の健全性および適切性を確保していかなければなりません。

当金庫では、リスク管理の高度化を重点施策に位置づけ金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の構築を日々進めております。以下に記しました信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各リスクを計量化し自己資本と比較・対照する統合的リスク管理についても具体的方法を定めリスク管理委員会等において定期的に検証しております。

また、金融庁検査、日本銀行考査の実施も定期的に行われております。

信用 リスク管理

企業や個人への貸出しが回収不能になったり、利息の取り立てが困難になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、信用リスク回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修受講者を派遣し、貸出審査能力の向上を図っております。

市場 リスク管理

金利・為替・株価等の市況変動が収益に与えるリスクのことです。資産（貸出金、有価証券等）と負債（預金等）双方の金利変動にともなう「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動にともなう「為替リスク」などがあります。当金庫では、経済・金利見通しなどに基づいて運用・調達の方針を定め、健全な資産と負債のバランスを保ちつつ収益体質の維持と管理体制の充実と努めております。

流動性 リスク管理

資金が固定化したり、資金の調達に困難になったりして資金が不足し、店頭での支払いや決済資金に支障をきたすリスクのことです。当金庫では、運用と調達のバランスに最善の注意を払い、常に余裕を持った資金管理を行っており十分な支払資金を保有しております。また、信金中央金庫と連携して流動性リスクへの対応を図っておりバックアップ体制も充実しております。

オペレーショナル リスク管理

● 事務リスク管理

事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。当金庫では、内部監査部門が本支店に対し定期的に臨店監査を実施する一方、本支店に店内検査の月例実施を義務づけしております。このほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備、事務部による事務指導を強化しております。

● システムリスク管理

コンピュータシステムのダウン、誤作動等システム不備やコンピュータが不正使用されることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、システムの安全管理に万全の体制で対応しております。

● その他のオペレーショナルリスク管理

この他、業務の過程や役職員の活動が引き起こすリスクや、風評など外的な要因により損失を被るリスクとして当金庫では法務リスク・人的リスク・風評リスク・有形資産リスクに区分して主管部署および統括部署を定め内部管理基本方針・リスク管理規程等に基づき適切なリスク管理態勢の構築を図っております。



自己資本比率／コンプライアンス／反社会的勢力の排除について／金融ADR制度

たるしんの自己資本比率は、国内基準の約2.6倍を確保。
健全経営とお客さまの保護および利便性の向上に努めます。

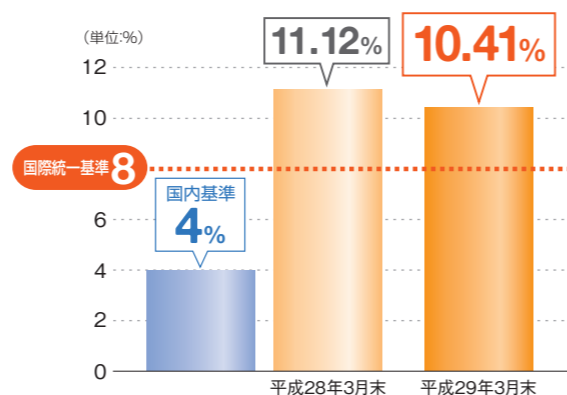
● 自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準として定着しており、その基準は、国内で業務を行う金融機関において、金融庁は4%以上と定めております。

たるしんの平成29年3月末の自己資本比率は**10.41%**と国内基準はもとより国際統一基準8%をも上回る高水準を維持しております。

自己資本比率は平成26年3月期より適用されることとなった「バーゼルⅢ国内基準」に基づき算出しております。

自己資本比率の詳細内容につきましては27ページ以降の資料編「新自己資本比率規制に関する法令等に基づく情報開示」をご覧ください。



● 「障がい等のあるお客さまへの配慮に関する基本方針」

当金庫は、下記基本方針を制定し、音声ガイダンスによる操作ができるハンドセットを備えたATMの設置や、対象者の方に対して窓口振込手数料を引き下げするなど、障がい等のあるお客さまへ配慮した取組みをすすめております。



- (1) 障がい等のあるお客さまに配慮した金融サービスの提供
- (2) 障がい等のあるお客さまの権利擁護
- (3) 国・地方自治体・地域との連携

● コンプライアンス(法令等遵守)について

「コンプライアンス」とは、法令等遵守という意味ですが、企業が業務活動を行うに際して、単に法令やルールを守ることばかりではなく、社会に適合した企業倫理を守ること含まれております。

地域の信頼を得て、豊かな地域社会作りに参画している信用金庫には、公共的使命と社会的責任が課せられております。このため、信用金庫には、より高い倫理観が求められております。

当金庫では、コンプライアンスを徹底するため、人事部が統括部門となって、法令遵守の手引として「コンプライアンス・マニュアル」を全役員に配付し、部室毎に勉強会を実施するなどコンプライアンスの徹底に努めております。

法令または当金庫の規程等に違反する行為については、公益通報者保護法に基づく内部規程を定め、法令違反等の通報態勢を整備しております。また理事会の承認を得てコンプライアンス・プログラムを年度当初に定めるとともに、実効性確保のため取組状況を定期的に開催されるコンプライアンス委員会を通じて検証・協議し経営陣に報告を行っております。

● 反社会的勢力の排除について

当金庫は公共的使命に照らし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固として関係を遮断し排除するために、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定のうえ、本部・営業店においてポスターを掲示し、当金庫ホームページにも公表しています。今年度のコンプライアンス・プログラムにおいても重点項目と定め、人事部とお客さま相談室が協力し警察当局など外部専門機関との連携強化を図るなど、金融犯罪等に利用されない態勢の構築に努めてまいります。

● 裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

金融ADR制度は、「金融商品取引法」に基づき導入された金融商品やサービスに関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行う制度です。

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に公正かつ適切に対応するため業務体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日(9:00～17:00)に各営業店(電話番号は23ページ参照)またはお客さま相談室(電話:0134-22-3122)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客さま相談室・北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。